

～重大な消防法令違反の建物を公表する～

違反対象物の公表制度

呉市消防局からの
お知らせです。



利用者等の安全・安心のために！
消防法令違反の建物を

平成30年
4月1日
運用開始

**呉市消防局のホームページに
公表します。**

<http://www.city.kure.lg.jp/site/syoubou/>



違反対象物の 公表制度とは…

劇場、映画館、飲食店、物品販売店舗、旅館、ホテルなど不特定多数の人が出入りする建物で、重大な消防法令違反（**屋内消火栓設備、スプリンクラー設備又は自動火災報知設備のいずれかが未設置のもの**）を公表する制度です。

公表制度の 流れは…

消防機関が立入検査の結果を関係者に通知した後、一定期間が経過し、その違反内容が是正されていない場合は公表します。

公表内容は…

建物の名称とその所在地、違反の内容を呉市消防局のホームページなどへ掲載します。

建物関係者の 方へ

所有・管理する建物が、次のような変更を行う場合は、事前に最寄りの消防署へご相談ください。

- 飲食店、物品販売店舗、診療所、福祉施設などの用途が新たに入居する場合
- 増・改築、隣接建物との接続などを行う場合

※このような変更により、建物に屋内消火栓設備、スプリンクラー設備又は自動火災報知設備が必要となることがあり、これらの設備が設置されていなければ、公表の対象になります。

お問い合わせ先



呉市消防局 予防課
呉市西消防署 予防査察係
呉市東消防署 予防査察係

☎0823-26-0324
☎0823-26-0336
☎0823-74-8906

